

建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）の改正について

建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）の改正が、2013年（平成25年）5月29日に公布され、同年11月25日に施行されました。耐震改修促進法は当協会にも関係の深い法律なので、今回の改正の概略を紹介します。下地調整は、連続繊維補強材をより正しく施工し所要の強度を発揮させる為に下地の平滑度を高めることを目的とします。

1. 耐震改修促進法の経緯

耐震改修促進法は、1995年（平成7年）の阪神・淡路大震災による被害を教訓に、建築物の耐震安全性の向上を目的として、同年12月5日に施行されました。この背景には、阪神・淡路大震災による死者の90%が家屋倒壊等による圧迫死であったこと、大破・倒壊した建築物の大多数が、1981年（昭和56年）の建築基準法改正前の耐震基準で設計された建築物であったことが挙げられます。当初の耐震改修促進法では、不特定多数が利用する一定規模以上の建築物（特定建築物）を対象に、耐震診断・耐震改修の努力義務を課しています。

その後、2006年（平成18年）1月26日に改正耐震改修促進法が施行され、耐震診断・耐震改修の努力義務対象の拡大、国による耐震化の基本方針策定、地方公共団体による耐震改修促進計画の策定がなされました。これにより、住宅および特定建築物の耐震化率を2003年（平成15年）時の75%から2015年（平成27年）には90%以上とする目標を定めました。

そして今回、2回目の改正となります。

2. 今回の耐震改修促進法改正の背景

前回の改正により、国公立の小中学校の耐震化はかなり進んだものの、その他の特定建築物や住宅の耐震化は計画よりも遅れているのが現状です。国土交通省の発表によると、2008年（平成20年）時点で、住宅の耐震化率は約79%、特定建築物の耐震化率は80%で、これは当初の計画に比べ2ポイント下回っている状況であり、2015年に耐震化率90%以上の目標が達成できない恐れがあります。また、中央防災会議による、東日本大震災を踏まえた南海トラフの巨大地震や首都直下地震の被害想定見直しの結果、従来よりもはるかに大きな人的・経済的被害の発生が予測されています。以上のことから、耐震化を更に促進する施策強化が喫緊の課題との認識が深まり、今回の改正に至っています。

3. 今回の耐震改修促進法改正の

今回の改正は大別して3つの施策に分類できます。1つは耐震化促進のための規制強化、2つ目は円滑な耐震化促進のための措置、3つ目は支援制度の拡充です。以下に、それぞれの施策についてその概要を示します。

(1)耐震化促進のための規制強化

今改正前では、特定建築物に対して耐震診断、耐震改修の努力義務が課せられていましたが、今改正では、1981年（昭和

56年）の建築基準法改正前の耐震基準に基づいて設計された建築物全て（住宅や小規模建築物を含む）に、耐震診断、耐震改修の努力義務が課せられることになりました。更に、下図に示す建築物については、耐震診断の実施と報告を義務化し、所管行政庁によりその結果を公表することになりました。

【耐震診断の実施・報告が義務化される建築物】

- ①病院、店舗、旅館等の不特定多数が利用する大規模な建築物
- ②学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する大規模な建築物
- ③都道府県または市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物
- ④都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

上記建築物の耐震診断結果の報告には期限が設定されており、①、②については2015年（平成27年）12月31日まで、③については地方公共団体が指定、④については都道府県が指定することとなっています。

(2)円滑な耐震化促進のための措置耐震改修が進まない要因の1つとして法規制の障壁があります。今回の改正では上記の規制強化と合わせて、下図に挙げるような耐震化の促進のための措置を行っています。

【耐震化の円滑な促進のための措置】

- ①耐震改修計画の認定基準の緩和及び容積率、建ぺい率の特例措置
 - ・新たな耐震改修工法の適用が可能になるように認定対象となる工事範囲の制限を撤廃
 - ・耐震改修のためやむを得ない範囲で容積率、建ぺい率を緩和
- ②区分所有建築物（マンションなど）の決議要件の緩和
 - ・現行の3/4から1/2に緩和
- ③耐震性を有している建築物の表示制度
 - ・耐震診断で耐震性を確認した建築物、耐震改修を実施した建築物、新耐震基準※1による建築物など耐震性を有する全ての建築物に表示可能

(3)支援制度の拡充

耐震化促進のための措置として、国による支援制度が拡充されました。今改正前の国の補助は、耐震診断についてその費用の1/3、耐震改修については11.5%、1/3※2でした。なお、この補助は地方公共団体による補助を前提としており、補助制度の無い地方公共団体の地区では支援されませんでした。

今回の改正により、国の補助は、耐震診断についてその費用の1/2、耐震改修については1/3、2/5※2に拡充され、補助制度の無い地方公共団体の地区でも支援されることとなっています。なお、これらの補助は耐震診断の実施・報告が義務化された建築物が対象です。

また、所得税控除の限度額の拡充、固定資産税の減額等の措置も行われています。

なお、これら(1)~(3)の詳細内容については、国土交通省の

ホームページ

([http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_ho
use_fr_000054.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_ho
use_fr_000054.html)) を参照してください。

4. 最後に

以上のような施策により、今後更に耐震改修工事が増えてくるものと考えられます。耐震改修の目的は、建築物の損傷低減、倒壊の回避にあります。建築物の倒壊は、死者発生の原因のみならず、火災の発生や延焼、避難者・災害廃棄物の発生など被害拡大と応急対策活動の阻害の主な原因になります。連続繊維による補強は、これらを減らす減災対策の1つであることを念頭に、適切な施工管理を行って頂くとともに、確実な施工を行って頂くようお願い致します。

※ 1 は 1981 年（昭和 56 年）の建築基準法改正後の耐震基準を指す

※ 2 は緊急輸送道路沿道建築物、避難所等に対する値